宗教法人「沖縄バプテスト連盟」インターンシップ制度規定

（目的及び定義）

第１条　この規定は、宗教法人「沖縄バプテスト連盟」（以下「連盟」という。）が制定する「連盟インターンシップ制度」（以下「制度」という。）を効果的に運用するために必要な事項を定めることを目的とする。この場合において、「制度」とは、神学校等を卒業した者が、牧師・伝道師として連盟内の教会・伝道所で働きを始めるに当たって、連盟内の他教会の牧師の下で指導を受けながら、一定期間研修できる制度のことをいう。

（インターン牧師の条件）

第２条　研修を希望する者（以下、「インターン牧師」という）は神学校を卒業した新卒生かまたはこれに準ずる者に限る。ただし、原則として過去に一度牧会を経験した後に神学校で学んだ場合を除く。

（研修教会の条件）

第３条　インターン牧師の研修受け入れを希望する教会（以下、「教会」という）は、沖縄バプテスト連盟の加盟教会でなければならない。ただし、原則としてインターン牧師の母教会以外の教会とする。

２．教会には、研修期間中その指導の任に当たる担当牧師がいなければならない。

３．担当牧師は１０年以上の牧会経験かそれに準ずる活動実績がなければならない。

４．教会はインターン牧師が研修期間終了後に他教会または伝道所で働くことを認めなければならない。ただし、教会とインターン牧師双方が引き続き当該教会で働くことを希望する場合にはその限りではない。

（申請）

第４条　教会は下記の書類を揃えて連盟事務所に申し込みをする。その可否は総務部を経て理事会で決議される。

（１） 所定の申請書

（２）インターン牧師の卒業証明書

（３）所属教会の推薦書

（４）インターン牧師の誓約書

（支援額及び支援期間）

第５条　教会への支援額は３０,０００円／月とし、支援期間は最長２年間とする。ただし、支援期間中であっても、インターン牧師または教会に不測の事態が生じ、支援が妥当でないと判断される場合には、理事会は支援を打ち切ることができる。

（インターン牧師の義務）

第６条　インターン牧師は担当牧師の指導の下、一定期間バプテストの牧会者・伝道者として必要な実地経験を踏み、見識、品格、霊的指導の面において相応しく整えられることを目指さなければならない。

（教会の義務）

第７条　教会はインターン牧師が指導者としてより相応しく成長するために、これを支え励まし十分に協力することに努めなければならない。

２．教会はインターン牧師の研修期間中、年に２回程度報告書を連盟に提出するものとする。

（規定の変更）

第８条　この規定を変更する場合は、連盟理事会において決議され、次に行われる総会で承認を受けなければならない。

付　則

１．この規定は、承認を受けた総会の翌年４月１日から適用する。

２　この規定は、２０２６年４月１日から適用する。